

国家公安委員会規則第十二号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条第一項第三号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第五十一条の八第三項第二号八の規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

国家公安委員会委員長 小平 忠正

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪

第二条中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪

第二条中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三号の二第二号に規定する罪

第一条に次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部

分に限る。）、第五号若しくは第六号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）、に規定する罪

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪

第七条中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号

（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）、又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）、

）に規定する罪

第七条中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三
条の二第二号に規定する罪

第七条に次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第三条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪

第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）

）に規定する罪

第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪

次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七十七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）、に規定する罪

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪

第一条中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号

(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。) 又は第三号 (第十四条に係る部分に限る。) に規定する罪

第一条中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) 第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三号の二第二号に規定する罪

第一条に次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第一百七十七条第二号 (第三十七条に係る部分に限る。) 、第五号若しくは第六号、第百九条第八号、第百十二条第二号 (第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。) 又は第百十四条第一号 (第四十一条第一項に係る部分に限る。) 若しくは第七号 (第七十七条に係る部分に限る。) に規定する罪

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第五条 確認事務の委託の手續等に関する規則 (平成十六年国家公安委員会規則第二十二号) の一部を次の

ように改正する。

第三条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する

罪

第三条中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号

（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。

）に規定する罪

第三条中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三

条の二第二号に規定する罪

第二条に次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第一百零四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）、に規定する罪

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日の前日までの間は、改正後の警備業の要件に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則及び確認事務の委託の手續

等に関する規則中「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条に規定する罪」とする。